

固定資産税
償却資産って？



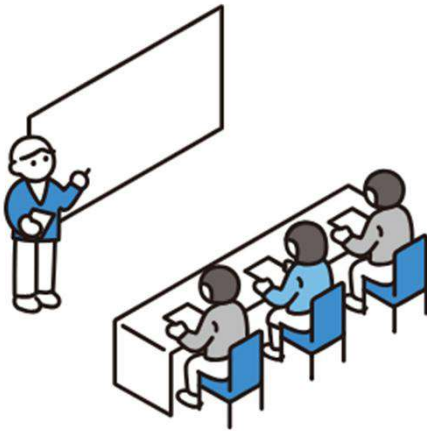
償却資産申告説明会

令和8年8月21日（金）

矢吹町役場税務課

本日の流れ

- 1 償却資産とは
- 2 主な対象外資産
- 3 申告について
- 4 償却資産のよくある質問
- 5 申告書の作成方法
- 6 事業に関する償却資産
- 7 償却資産の評価
- 8 記入例
- 9 今回の申告受付について



償却資産とは

固定資産税というと土地や建物をイメージする人が多いと思いますが、固定資産税の対象は、土地や建物だけでなく、償却資産も対象になります。

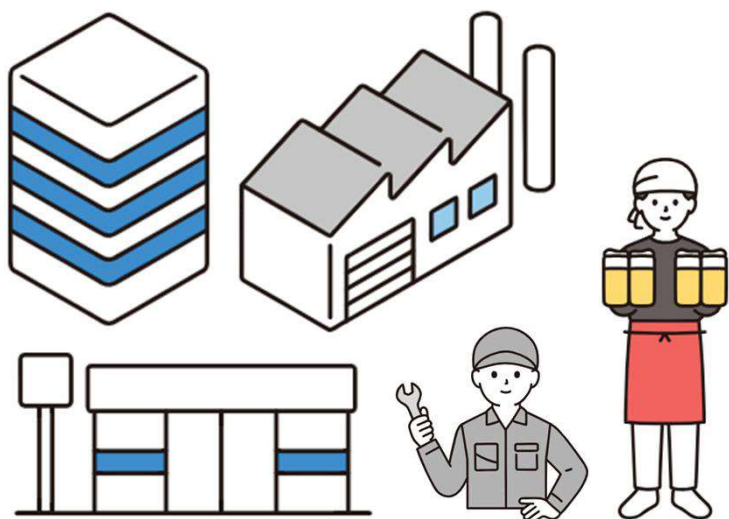


土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの（地方税法第341条第4号）

具体的には、法人や個人で事業を行っている方が、その事業を営むために用いている構築物、機械、器具、備品等が償却資産となります。
償却資産は、土地や家屋と異なり登記制度がないことから、所有者の方から所有状況を申告いただく必要があります。
（地方税法第383条）



事業をするために使用している資産
＝償却資産＝課税対象



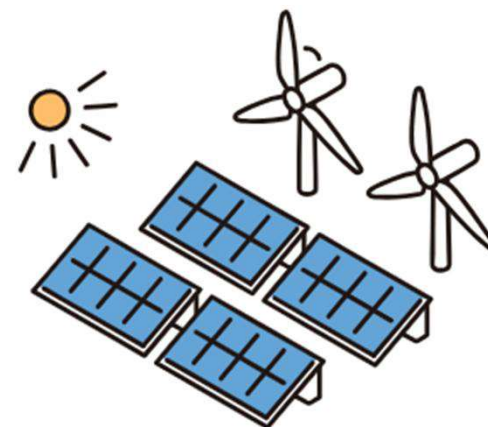
会社・工場・お店



不動産賃貸業

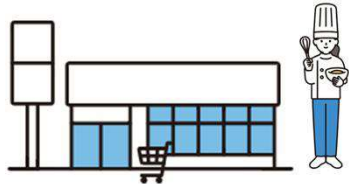
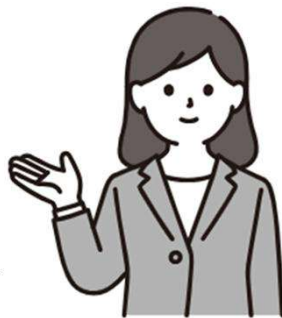


農業

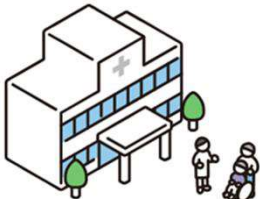
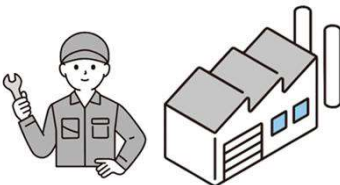
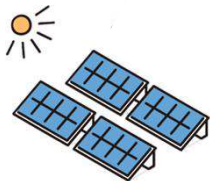


太陽光発電

課税対象となる主な償却資産①

共通	不動産賃貸 (アパート経営等)	不動産賃貸 (貸駐車場)	飲食店・小売店	理容・美容業
・大型特殊自動車 ・屋外給排水、側溝 ・下水道、浄化槽 ・フェンス、ブロック塀 ・受電設備 ・看板、屋外広告塔 ・外灯 ・舗装、白線、車止め ・内部造作 ・緑化施設（植栽等） ・キャビネット ・テレビ、エアコン ・机、椅子、応接セット ・防犯カメラ ・コピー機、レジスター ・パソコン、プリンタ ・LAN設備 など	 ・自転車置場 ・ゴミ置き場 ・エアコン ・ソーラーパネル (建材型でないもの) など	 ・精算機 ・簡易建物 など	 ・厨房設備 ・冷凍冷蔵庫 ・テーブル、椅子 ・室内装飾品 ・レジスター ・自転車置場 ・ゴミ置き場 など	 ・理容・美容椅子 ・タオル蒸し器 ・洗面設備 ・洗濯機 ・消毒殺菌器 など 

課税対象となる主な償却資産②

医院・薬局	工場・作業所	建設業	農業	太陽光発電
 ・医療機器 ・手術台 ・X線装置 ・調剤機器 ・薬品戸棚 ・ベッド など	 ・機械設備 ・動力配線 ・金型 ・公害防止設備 ・各種工具 など	 ・建設用重機 ・大型特殊自動車 ・発電機 など	 ・ビニールハウス ・農業用井戸 ・ボイラー ・乾燥機、糞摺り機 ・保冷库 ・農業用ドローン ・草刈り機 など	 ・太陽光パネル ・架台 ・送電設備 ・電力量計 など



主な 対象外資産



✓ 土地・家屋そのもの



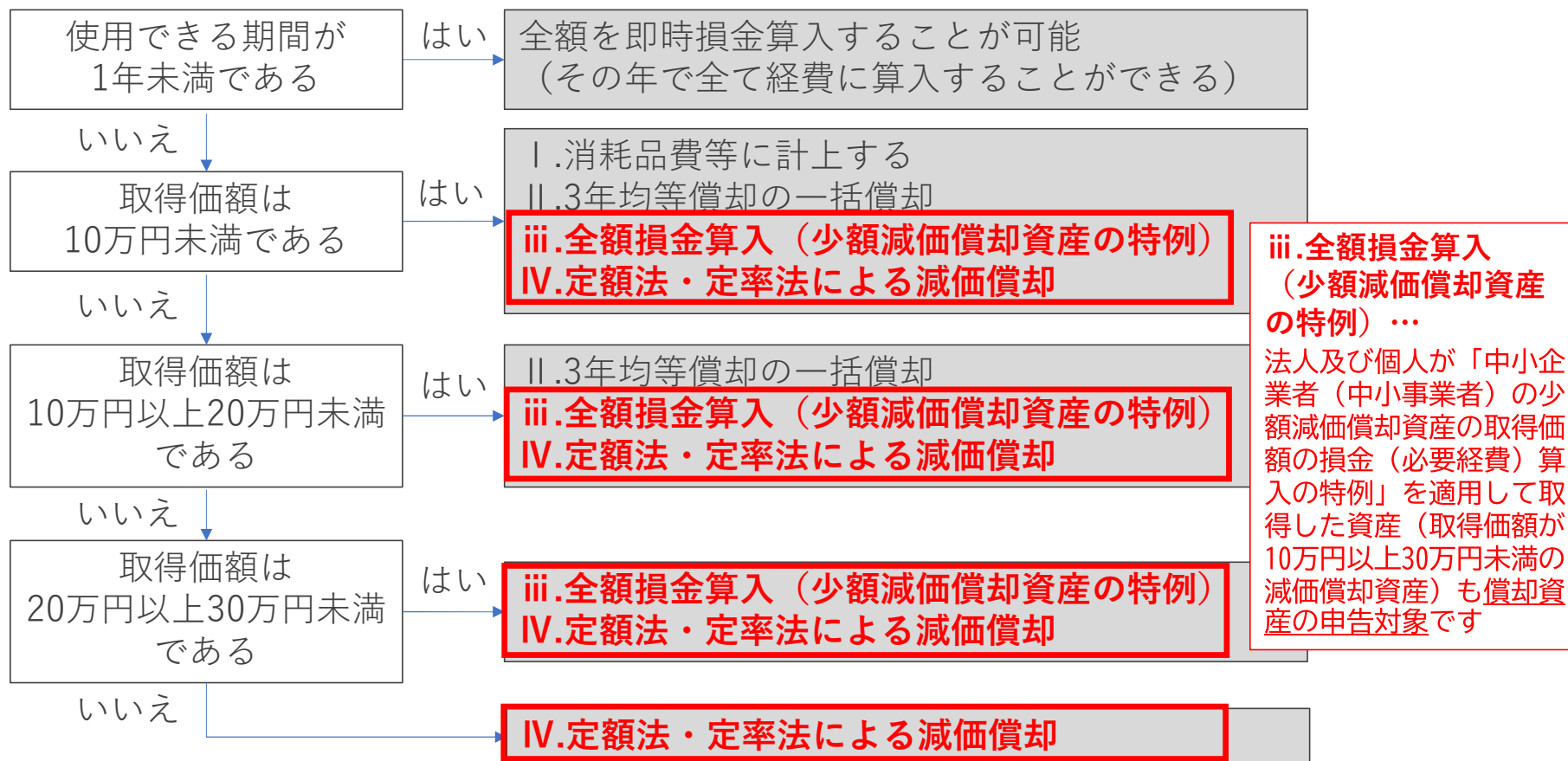
✓ ソフトウェア、特許権（無形減価償却資産）



✓ 自動車税・軽自動車税の対象車両



少額資産の申告対象判断基準



広報やぶき

令和8年6月号

償却資産の調査を実施しています	
問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎(42)2113	
矢吹町では、適正かつ公平な課税を行うため、固定資産税の課税対象となる償却資産を対象に、申告内容等の調査を実施しています。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。	
対象者	
・町内に償却資産（事業用の資産）を所有する法人または個人のうち下記のいずれかの方 1. 町に償却資産の申告がない方（無申告の方） 2. 町に申告されている償却資産の内容と国税申告資料に差異がある方	
調査内容	
・申告のない方について、減価償却一覧等の閲覧、現地での確認等により、保有する資産を把握して適正な申告を指導します。 ・申告のある方について、町に申告されている内容と国税申告資料、減価償却一覧等を照合し、適正な課税がなされているかを確認します。 1. 対象者に申告書提出依頼文書を送付 2. 期限までに申告がない場合、電話での問い合わせ、減価償却一覧の閲覧等、実地調査を行います 3. 調査の結果、未申告資産や申告誤りが判明した場合、修正申告をしていただき、それに基づき課税を行います	
過年度過ぎについて	
・申告内容の修正や資産の申告漏れなどによる賦課決定に関しては、その年度だけではなく資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分。地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他の行為により税額を免れた場合は7年度分）遡及することになります。 ・正当な理由がなく申告されない場合には、地方税法第386条及び矢吹町条例第75条の規定により過料を科されることがあります。	
償却資産とは	
固定資産税は土地と家屋をイメージする方が多いですが、償却資産も対象となります。 償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供する資産で、事業所得の計算上、必要経費または損金に算入されるものとなります。	農 業…ビニールハウス、乾燥機、粉砕機、ボイラー、草刈り機など 不動態産…門・扉・緑化設備等の外構工事、駐車場等の舗装、白線、車止め、受電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、等 小 売 業…陳列棚、陳列ケース、冷凍冷蔵庫、等 飲食店業…テーブル、椅子、厨房設備、冷凍庫、冷蔵庫、カトラリー機、等 建設業…ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車（自動車税・軽自動車税の課税対象を除く）、発電機、等 共 通…パソコン、コピー機、プリンター、ルームエアコン、テレビ、応接セット、移動式消火設備、内装・内部造作、看板、LAN設備、太陽光発電設備、家屋に該当しない資産類（コンテナ）、等
〔注〕償却資産の対象から除かれるもの ・特許権、営業権、営業権、ソフトウェア等の無形固定資産 ・自動車、軽自動車、原動機付自転車、農耕車のように自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの ・取得価格10万円未満または耐用年数1年未満で所得税の計算上必要経費や損金に算入したもの ・20万円未満の償却資産で3年間の一括償却を選択したもの	

令和8年1月号

償却資産の申告について		
問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎(42)2113		
「償却資産とは」		
固定資産税の対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の「事業用資産」で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。 償却資産は登記制度がないため、申告することが義務付けられています。（地方税法第383条）		
「申告対象の方と資産の例」		
1月1日現在で矢吹町内に該当する償却資産を所有している方で、下記の経営者の方々 ・農 業…ビニールハウス、乾燥機、粉砕機、ボイラー、草刈り機など ・商 店…陳列ケース、レジ、冷蔵庫、アスファルト舗装、看板など ・飲食店…テーブル、椅子、厨房用具、冷蔵庫、冷凍庫など ・アパート…アスファルト舗装、ゴミ置き場、駐輪場、屋外給排水設備など ・理容室、美容室…理・美容椅子、パーマ機、消毒殺菌機、サインポールなど ・太陽光発電事業…太陽光発電設備、フェンスなど	※除却・売却・廃棄などすべての資産がなくなった場合でも申告が必要です。 ※前年度に申告された方には申告書類やハガキでの案内を送付しておりますが、申告書用紙や前年度の資産明細等が必要な場合はご連絡ください。	
「申告の対象とならない資産」		
償却資産の申告の対象とならないものの例として次のようなものがあります。 1. 土地 2. 建物（家屋として課税されるもの） 3. 無形減価償却資産 4. 使用可能期間1年未満の資産 5. 取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる少額償却資産） 6. 取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年間で均等償却するもの（いわゆる一括償却資産） 7. 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの		
「申告書提出について」		
・提出書類：令和8年度償却資産申告書 種類別明細書（全資産用／増減資産用） ・申告書提出先：税務課固定資産税係 ・提出期限：令和8年2月2日（月）	詳しくは矢吹町ホームページからも確認できます。	
「電子申告について」		
矢吹町では、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）でのインターネットによる固定資産税（償却資産）の電子申告を受け付けております。 ご利用にあたっては、eLTAXホームページをご覧ください。eLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。		
eLTAX ホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/ eLTAX ヘルプデスク：☎0570-081459 (9:00～17:00受付・土日祝日、年末年始12/29～1/3は除く)		 eLTAX ホームページ

令和7年7月号

町内で事業を行っている法人・個人事業主の方へ	
問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎(42)2113	
「償却資産」の申告はお済みですか？	
調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等の場合、複数年分がまとめて課税されます（地方税法第17条の5第5項）。	
～償却資産（固定資産税）申告について～ 事業を営む方が所有する事業用資産は、土地・家屋とは別に「償却資産」として固定資産税の課税対象となります。その所有者（事業主）は、償却資産についての申告が義務付けられています（地方税法第383条）。 ●個人事業主とは 法人を設立せずに、個人で建設業、飲食業、小売業（店舗・ネット販売）、農業、不動産事業などを営む方です。 ●償却資産とは 土地・家屋以外の事業を行うための資産をいいます。 償却資産には次のようなものが該当します。	
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作、看板、LAN設備、外構（アスファルト舗装）等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の課税対象となるものを除く）、大型特殊自動車等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カトラリー機等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷蔵機又は冷凍機付のものを含む）等
農 業	乾燥機・脱粒機・精米機・コンベアー・脱穀機・ビニールハウス等
不動産貸付業	受電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・扉・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
～公平で適切な賦課・課税に向けて～ ●該当する方に順次、通知を送付しています。 ●実地調査 地方税法第408条の規定に基づく実地調査を行う場合があります。 また、官公庁への手続の情報を基にした調査や業種を絞った申告状況調査を行っており、その結果、申告が必要の場合は、都度、申告をしていただくこととなります。 ●所得税又は法人税に関する書類についての閲覧（税務署帳簿閲覧） 地方税法354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことができます。閲覧した書類の内容と、償却資産の申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認し、結果により賦課決定を行う場合もあります。 ●過年度への遡及等（過年度分まで遡っての課税） 調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等の場合、当該申告年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで、地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分が遡及することとなります。過年度分が追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となります。	

※毎年1月号で掲載

広報やぶき

令和6年11月号 回覧

回覧

農業を営んでいる方々へ

～償却資産(固定資産税)申告について～

農業を営む方が所有する事業用資産は、土地・家屋とは別に「償却資産」として固定資産税の課税対象となります。その所有者(事業主)は、償却資産についての申告が義務付けられています(地方税法第383条)。

●償却資産とは
土地・家屋以外の事業を行うための資産をいいます。
農業に関する償却資産には次のようなものが該当します。

区分	該当例
構築物	ビニールハウス・果樹園・畜舎・鶏舎など (家屋として課税されているものを除く)



令和6年10月号

農業を営んでいる方々へ ～償却資産(固定資産税)申告について～

●問い合わせ先 税務課 固定資産税係 ☎(42)2113

農業を営む方が所有する事業用資産は、土地・家屋とは別に「償却資産」として固定資産税の課税対象となります。その所有者(事業主)は、償却資産についての申告が義務付けられています(地方税法第383条)。

●償却資産とは
土地・家屋以外の事業を行うための資産をいいます。
農業に関する償却資産には次のようなものが該当します。

区 分	該 当 例
農業用機械	田植機・稲刈機・耕運機・コンバイン・トラクター(自動車税・軽自動車税が課税されているものを除く)など
農業施設・設備	乾燥機・保冷庫・精米機・たい肥散布機・コンベアー・粉攪り機・ビニールハウス・噴霧器・防霜ファンなど

●償却資産申告方法
申告書用紙に、所有している資産の名称、数量、取得年月、耐用年数等を記載し、毎年1月31日までに提出します。
申告書用紙は役場税務課またはホームページから印刷できます。

町ホームページはこちら ➡ 




説明会等

開催年月日	対象者
令和7年8月22日	農業所得
令和8年1月9日	営業・不動産所得
令和8年2月19日 ～3月16日	所得税・住民税申告相談会 (営業・農業・不動産所得)



償却資産のよくある質問

Q1：償却資産の制度は最近できた制度ですか？

償却資産は、**昭和25年**のシャープ勧告に基づき行われた地方税制度の根本的改正により、事業用の資産に対する固定資産税として土地・家屋とともに**創設された制度**です。

Q2：なぜ償却資産は申告をしなければならないのですか。

償却資産は、土地や家屋のような登記制度がなく、**所有者や資産内容の把握が困難**であるため、申告制度がとられています（地方税法第383条）。

Q3：税務署に確定申告していますが、町へも申告が必要ですか？

税務署への申告は所得税や法人税など国税に関するものです。固定資産税（償却資産）は地方税ですので、税務署への申告とは別に町への申告が必要になります。

Q4：法人税・所得税などが非課税の場合でも償却資産の申告は必要ですか？

固定資産税の課税対象となる償却資産を所有している限り、申告が必要です。



Q5：①税務署に申告する減価償却資産と、②固定資産税の償却資産はどう違うのですか？

①税務署に申告する「減価償却資産」は、その減価償却費が所得の計算上、**必要経費**となります。

②固定資産税の「償却資産」は、土地・家屋以外の事業用資産で、**固定資産の課税の対象**となります。

Q6：耐用年数を経過し減価償却の終わった資産も、申告の対象になりますか？

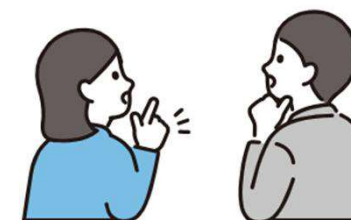
申告の対象になります。

税務会計における減価償却が終了しても、**事業用資産として所有し続けている場合は申告が必要です。**

なお、評価額計算において、償却資産の評価額の下限は**取得価額の5%**となります。

Q7：減価償却をしていない資産は申告の対象になりますか？

現実に減価償却を行っていない資産（簿外資産を含む）であっても、本来、**減価償却が可能な資産であれば、償却資産として申告の対象**となります。



Q8：建物工事一式で減価償却している場合の対象資産はどのように分ければいいですか？

償却資産に該当する外構工事等の対象資産を「**工事請負見積書**」等から選別し、申告してください。

Q9：共有の資産はどのように申告すればよいですか？

償却資産を複数人で所有している場合、共有者の持ち分等によるそれぞれの申告ではなく、「**共有名義**」で申告する必要があります。**共有者のうち1人が代表者となり、申告書の氏名は「代表者氏名、共有者氏名」と共有名義であることを記入してください。**

Q10：補助金をもらって取得した場合、取得価格はどのようになりますか？

固定資産の評価では、取得時の時価を課税標準額とする必要がありますので、**補助金を差し引く前の金額が取得価額**となります。

税務会計上（法人税または所得税）では、圧縮記帳という制度が認められていますが、償却資産には適用されません。



Q11：免税点とは何ですか？

町内で所有する資産の課税標準額の合計額が「**土地30万円**」「**家屋20万円**」「**償却資産150万円**」にそれぞれ満たない場合は免税点となり課税されません。

Q12：わずかな償却資産しかない場合は課税されないと聞いたので、申告しなくてもよいですか？

課税の有無にかかわらず**償却資産を所有している場合は申告が必要です。**
申告の結果、課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

Q13：償却資産申告書が送られて来ませんが、申告しなくてもよいのですか？

償却資産を所有している場合は必要です。申告用紙は毎年12月に、以前申告をいただいたことのある方、または、調査により事業の開始などが把握できた事業主の方に対してお送りしています。申告書の送付を希望される方は、税務課までお問い合わせください。
なお、償却資産申告関係書類はHPよりダウンロードすることができます。

Q14：資産の増減がなくても申告が必要ですか？

増減がなくても、毎年申告が必要です。

Q15：申告書の記入方法が分からないときはどうすればよいですか？

固定資産を管理している台帳やその資産を取得した年月、価額が分かるもの（確定申告時の書類の写し、業者からの請求書など）をご準備いただき、**税務課窓口までお越しください。**



ホームページ



矢吹町ホームページ
固定資産税（償却資産）

固定資産税（償却資産）

- [償却資産の概要](#)
- [アパートや共同住宅等を経営されている方は償却資産の申告が必要です](#)
- [農業を営営されている方は償却資産の申告が必要です](#)
- [償却資産の調査について](#)
- [令和8年度償却資産の申告書類および案内ハガキを送付しました](#)
- [令和8年度償却資産の申告について](#)

ホームページ



矢吹町ホームページ
固定資産税（償却資産）

◆ 固定資産税（償却資産）

- [償却資産とは何ですか？](#)
- [償却資産は最近できた制度ですか？](#)
- [償却資産はなぜ申告しなければいけないのですか？](#)
- [償却資産の電子申告の手続きについて教えてください。](#)
- [償却資産の申告案内はがきが届いたのですが、これは何ですか？](#)
- [毎年、税務署へ所得税又は法人税の申告をしているのに、町にも償却資産の申告が必要なのはなぜですか？](#)
- [申告の対象となる資産にはどのようなものがありますか。](#)
- [申告の対象とならない資産にはどのようなものがありますか。](#)
- [リース資産（賃借している償却資産）の申告はどうなりますか？](#)
- [共有の資産は、どのように申告したらよいですか。](#)
- [即時償却した資産は申告の必要がありますか？その耐用年数・取得金額はどうなりますか？](#)
- [わずかな償却資産しかない場合は課税されないと聞いたので、申告しなくてもよいですか？](#)
- [赤字決算のため減価償却を行っていない資産も申告しなければいけませんか。](#)
- [賃貸アパートを営営していますが、償却資産の申告は必要ですか？](#)
- [建物工事一式で減価償却している場合の対象資産はどのように分けられよいですか？](#)
- [テナントとして店舗を借りて事業をしています、自己の費用で施工した内装は誰が申告するのですか。](#)

申告について

賦課期日：毎年1月1日

→その年の1月1日現在所有している資産の申告が必要です

申告期限：毎年1月31日

→eLTAXでの電子申告も受付しています！

詳しくは矢吹町ホームページまで

→償却資産の説明

<https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/dir011485.html>

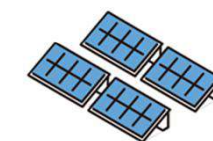
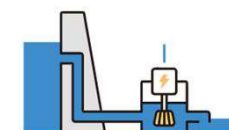
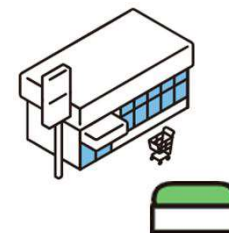


申告書類の作成方法



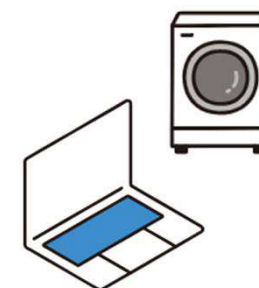
償却資産の種類と具体例①

() 内は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定められた耐用年数です。



番号	区分	該当例※一部
1	<第1種> 構築物	路面舗装<コンクリート>(15)、同<アスファルト>(10)、門・塀<コンクリートブロック>(15)、フェンス(10)、花壇・緑化施設(20)、屋上等の広告塔<金属製>(20)、同<その他>(10)、側溝(15)、ネット設備(15)、工場緑化(7)、独立キャノピー(45)、街路灯(10)
1	<第1種> 建物附属設備	受変電・自家発電設備(15)、蓄電池電源設備(6)、屋外給排水・ガス引込み設備(15)、そで看板<金属製>(18)、同<その他>(10)、可動間仕切(15)、同<簡易なもの>(3)、中央監視装置(18)、独立した浄化槽・貯水槽等(15)
2	<第2種> 機械及び装置	飲食店業用設備(8)、家具又は装備品製造業用設備(11)、デジタル印刷システム設備(4)、農業用設備(7)、総合工事業用設備(6)、ガソリン又は液化石油ガススタンド設備(8)、計量証明業用設備(8)、クリーニング設備(13)、自動車整備業用設備(15)、機械式駐車設備(10)、太陽光発電設備(17)

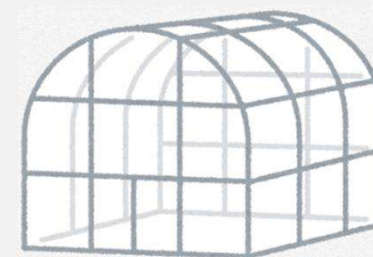
償却資産の種類と具体例②



番号	区分	該当例※一部
5	<第5種> 車両及び 運搬具	除雪作業車(4)、構内運搬車(7)、大型特殊自動車(ナンバーが0、00～09、000～099及び9、90～99、900～999の区分によるもの)に該当するフォークリフト(4)、クレーン車(7) ※自動車税・軽自動車税の課税対象を除く。
6	<第6種> 工具、器具 及び備品	自動販売機(5)、事務机・ロッカー・キャビネット<金属製>(15)、パソコン(4又は5)、コピー機(5)、応接セット(8)、テレビ(5)、レジスター(5)、冷蔵庫・洗濯機(6)、立看板(3)、金庫(20)、冷暖房機器(6)、理美容機器(5)、衣しょう(2)、楽器(5)、書籍(5)、消火器(10)、切削工具(2)、ロール(3又は4)、測定工具(5) ※建築設備に附属する備品のうち、償却資産の申告の対象となるもの電話機・電話交換機(10)、デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備(6)、アンプ・スピーカー・マイクロホン<機器のみ>(6)、ネオンサイン(3)、電気時計<機器のみ>(10)、陳列棚(8)、カーテン(3)、ブラインド(10又は5)

農業に関する償却資産

番号	区分	該当例
1	構築物	ビニールハウス・農業用井戸・構内舗装・果樹棚・畜舎・鶏舎など
2	機械及び装置	乾燥機・粃摺り機・精米機・ボイラー・耕運機・太陽光発電設備（営農型太陽光発電設備を含む）など
5	車両及び運搬具	田植機・稲刈機・コンバイン・トラクター（自動車税・軽自動車税が課税されているものを除く）など
6	工具・器具・備品	保冷库・防霜ファン・農業用ドローン・噴霧器、草刈り機など



償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき、申告を行った個々の資産ごとに、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価値の減少を計算して評価します。手順は、次のとおりです。

①個々の資産の評価額を計算する



前年中に取得したもの $\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} \times 2\text{分の1})$

前年前に取得したもの $\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$

ただし、評価額が、取得価額の5%よりも小さくなったときは、取得価額の5%をその価額とします。
減価率とは、原則として、財務省令による耐用年数表に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

②課税標準額

1月1日（賦課期日）現在、所有する**償却資産の評価額の合計額**が課税標準額となります。

③課税標準額を計算し、税率を乗ずる

$\text{課税標準額} (1,000\text{円未満切り捨て}) \times \text{税率} (1.4\%) = \text{税額} (100\text{円未満切り捨て})$

償却資産の評価

計算例

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率
パソコン	令和6年3月	230,000円	4年	0.438

前年中に取得した資産

令和7年度の評価額 = $230,000円 \times (1 - 0.438 \times 2分の1)$ = **179,630円**

前年前に取得した資産

令和8年度の評価額 : $179,630円 \times (1 - 0.438)$ = **100,952円**

令和9年度の評価額 : $100,952円 \times (1 - 0.438)$ = **56,735円**

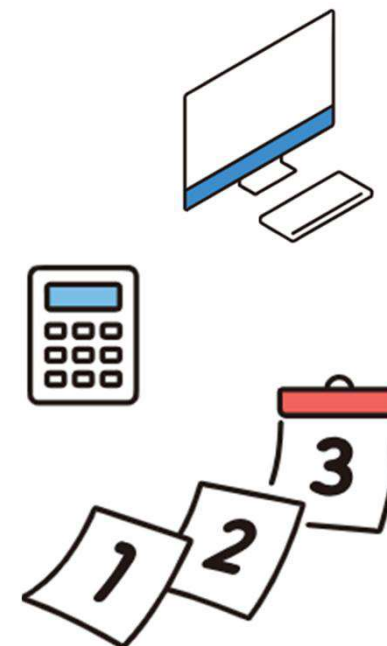
令和10年度の評価額 : $56,735円 \times (1 - 0.438)$ = **31,885円**

令和11年度の評価額 : $31,885円 \times (1 - 0.438)$ = **17,919円**

令和12年度の評価額 : $17,919円 \times (1 - 0.438)$ = 10,070円 < **11,500円**

※令和12年度で算出額が取得価額の5パーセント（11,500円）より小さくなるため、
令和12年度以降の評価額は11,500円となります。

課税標準額の合計額が**150万円未満の場合**は、免税点未満となり、**課税されません**（地方税法第351条）。
ただし、**免税点未満であっても申告書の提出は必要**です。



記入例①

受付印

令和 7 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

添 付 書 類

3 住所
(又は納税地)
(電話番号)

4 事業種目

5 事業開始年月

6 代表者
(又は代表者の氏名)

矢吹町 - 本木 101

(電話) 0248-42-2113

ヤ 308 在 39
矢吹太郎

(電話番号)

7 個人番号又は法人番号

8 追加償却の承認

9 追加償却の届出

10 定額償却の承認

11 減価償却の時期

12 前期繰上又は繰下

13 繰越金及び繰越金

14 償却申告書

1 償却資産

2 償却及び

3 償 却

4 償 却

5 償却及び

6 工、労、資

7 合 計

前年までに取得したもの (円)

前年中に減少したもの (円)

前年中に取得したもの (円)

計 (円) = (1) + (2) + (3)

3 456 610

3 456 610

589 200

589 200

4 095 810

4 095 810

15 償却資産

16 償却資産

17 事業用資産の所有区分

18 償却申告書

1 償却資産

2 償却及び

3 償 却

4 償 却

5 償却及び

6 工、労、資

7 合 計

前年までに取得したもの (円)

前年中に減少したもの (円)

前年中に取得したもの (円)

計 (円) = (1) + (2) + (3)

3 456 610

3 456 610

589 200

589 200

4 095 810

4 095 810

15 償却資産

16 償却資産

17 事業用資産の所有区分

18 償却申告書

令和 7 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)		所有 者 名		税 務 署 名		税 務 課 長	
所有 者 コード		資産 の 名 称 等		数 量	取得年月 年 月	取得価額 円	償 価 円	課税標準額 円	増加事由
1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	2	1	1	1	1	1	1	1	1
4	2	1	1	1	1	1	1	1	1
5	2	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1	1
7	2	1	1	1	1	1	1	1	1
8	2	1	1	1	1	1	1	1	1
9	2	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	1	1	1	1	1
11	2	1	1	1	1	1	1	1	1
12	2	1	1	1	1	1	1	1	1
13	2	1	1	1	1	1	1	1	1
14	2	1	1	1	1	1	1	1	1
15	2	1	1	1	1	1	1	1	1
16	2	1	1	1	1	1	1	1	1
17	2	1	1	1	1	1	1	1	1
18	2	1	1	1	1	1	1	1	1
19	2	1	1	1	1	1	1	1	1
20	2	1	1	1	1	1	1	1	1
21	2	1	1	1	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1	1	1	1	1
23	2	1	1	1	1	1	1	1	1
24	2	1	1	1	1	1	1	1	1
25	2	1	1	1	1	1	1	1	1
26	2	1	1	1	1	1	1	1	1
27	2	1	1	1	1	1	1	1	1
28	2	1	1	1	1	1	1	1	1
29	2	1	1	1	1	1	1	1	1
30	2	1	1	1	1	1	1	1	1
31	2	1	1	1	1	1	1	1	1
32	2	1	1	1	1	1	1	1	1
33	2	1	1	1	1	1	1	1	1
34	2	1	1	1	1	1	1	1	1
35	2	1	1	1	1	1	1	1	1
36	2	1	1	1	1	1	1	1	1
37	2	1	1	1	1	1	1	1	1
38	2	1	1	1	1	1	1	1	1
39	2	1	1	1	1	1	1	1	1
40	2	1	1	1	1	1	1	1	1
41	2	1	1	1	1	1	1	1	1
42	2	1	1	1	1	1	1	1	1
43	2	1	1	1	1	1	1	1	1
44	2	1	1	1	1	1	1	1	1
45	2	1	1	1	1	1	1	1	1
46	2	1	1	1	1	1	1	1	1
47	2	1	1	1	1	1	1	1	1
48	2	1	1	1	1	1	1	1	1
49	2	1	1	1	1	1	1	1	1
50	2	1	1	1	1	1			



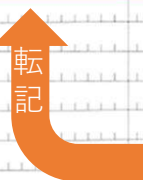
記入例②

令和 7 年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード: 所有者名: 矢吹太郎

行番	資産コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価償却率	増加事由
2		井戸水中ポンプ	H28* 4	525,000	7		
2		ヒートポンプ	R5* 2	807,950	4		
2		糖度計	H21* 12	833,700	7		
2		管理機	H17* 4	234,500	7		
2		養液栽培用 混入機	H29* 11	760,000	7		
6		ストッカー	H12* 3	336,000	7		
2		ヒートポンプ修理	R03* 2	295,460	4		
6		草刈りスバイダー	R03* 5	253,200	4		

小計 8,045,810



資産の名称
数量
取得年月
取得価額
耐用年数

確定申告書等の減価償却費の計算欄

③ 減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (減価償却資産を含む)	面積又は数量	取得年月 (償却保証額)	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	④ 減価償却率 又は 償却率	⑤ 減価償却費 又は 償却額	⑥ 償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数
井戸水中ポンプ	1.00	H28* 4	525,000	525,000	定額	7	0.143		525,000	定額	7
ヒートポンプ修理	1.00	R05* 2	807,950	807,950	定額	4	0.250		807,950	定額	4
糖度計	1.00	H21* 12	833,700	833,700	定額	7	0.143		833,700	定額	7
管理機	1.00	H17* 4	234,500	211,050	旧定額	7	0.142		211,050	旧定額	7
田植え機 2件并 同購入	1.00	R06* 7	1,300,000	1,300,000	定額	7	0.143		1,300,000	定額	7
養液栽培用 混入機	1.00	H29* 11	760,000	760,000	定額	7			760,000	定額	7
ストッカー	1.00	H12* 3	336,000								
ヒートポンプ修理	1.00	R03* 2	295,460	295,460	定額	4	0.250		295,460	定額	4
草刈りスバイダー	1.00	R03* 5	253,200	253,200	定額	4	0.250		253,200	定額	4
自動車	1.00	H23* 11	2,169,000	2,169,000	定額	6	0.167		2,169,000	定額	6
乗用車	1.00	R04* 3	5,498,265	5,498,265	定額	5	0.200		5,498,265	定額	5
トラクター	1.00	H25* 6	6,860,000	6,860,000	定額	7	0.143		6,860,000	定額	7



自動車税・軽自動車税の
対象車両は対象外...

自動車・トラクター・
乗用の田植え機

今回の申告受付について

受付期間

→ 9月1日（火）～9月30日（水）

提出方法

→ 来庁



平日 9:00～11:00
13:00～16:00

→ 郵便

郵送による提出先
〒969-0296
矢吹町一本木101
矢吹町役場 税務課 償却資産担当



→ eLTAX（電子申告）



eLTAX



問い合わせ先

→ 0248-42-2113（税務課代表）

